

令和2年教育福祉委員会会議録

1. 招集年月日 令和2年6月16日
2. 招集の場所 可児市役所5階全員協議会室
3. 開 会 令和2年6月16日 午前8時56分 委員長宣告

4. 審査事項

1 付託議案

議案第41号 可児市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第43号 可児市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第44号 可児市老人デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について

議案第45号 可児市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

2 事前質疑

(1) 学校の新型コロナウイルス感染症対策について

(2) 新型コロナウイルス感染拡大に備えて

3 報告事項

(1) 可児市子どものいじめの防止に関する条例の一部改正について

(2) 新型コロナウイルス感染症に対する市の現状と課題について

・高齢者の状況について

・学校再開後の現状と課題について

・キッズクラブ再開後の現状と課題

4 協議事項

(1) 次期委員会への引き継ぎ事項について

5. 出席委員 (7名)

委員長	田原理香	副委員長	川合敏己
委員	亀谷光	委員	富田牧子
委員	野呂和久	委員	中野喜一
委員	松尾和樹		

6. 欠席委員 なし

7. 説明のため出席した者の職氏名

福祉部長	大澤勇雄	こども健康部長	伊左次敏宏
教育委員会事務局長	瀬瀬新吾	高齢福祉課長	加納克彦

介護保険課長 佐 橋 裕 朗
こども課長 三 好 誠 司
教育総務課長 石 原 雅 行

国保年金課長 東 城 信 吾
健康増進課長 古 山 友 生
学校教育課長 今 井 竜 生

8. 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 宮 崎 卓 也
議会事務局
書 記 下 園 芳 明

議会総務課長 梅 田 浩 二
議会事務局
書 記 土 屋 晃 太 郎

○委員長（田原理香君） おはようございます。

5分前でございますが、皆さんおそろいなので、ただいまから教育福祉委員会を開会いたします。

本日ここに、協議題にも書いてございますが、新型コロナウイルス感染症の拡大の制限が少しずつ緩まっているところでございます。そういう中で、執行部に高齢者の状況、それから学校再開後の現状と課題、それからキッズクラブの再開後の現状と課題についても御報告を頂くこととなっております。

また、今回、今期、今日で教育福祉委員会が最後となりますが、特に新型コロナウイルス感染症がありまして、特にここの教育福祉委員会は非常にいろんなところでしっかりとそれぞれのアンテナを持ってやらなきゃいけないところだったと思います。副委員長をはじめ、皆様方と一緒に、それぞれ一つずつ一つずつ協議できたと思いますし、今日もこれから様々なところにおきまして中身の濃いやり取りができたらいいなと思います。最後までどうぞよろしく願いいたします。

それでは始めたいと思います。

執行部におかれましては、必要最小限の出席と聞いております。どうぞよろしく願いいたします。

なお、発言される方におきましては、委員の方も執行部の方も挙手をして、委員長の許可を得てからお願いいたします。また、マイクのスイッチを入れてからお話してください。

それでは初めに、議案第41号 可児市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○国保年金課長（東城信吾君） 議案第41号 可児市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

資料番号4、提出議案説明書の2ページを御覧ください。

このたびの改正趣旨は、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したことなどによる国民健康保険税の減免について規定するものですが、併せて地方税法の改正に伴う引用条項の整備と一部の文言などを適正化するものになります。

それでは、内容について説明いたします。

資料番号1、議案書の28ページを御覧ください。

この条例改正は、第1条と、33ページからの第2条の2段階方式となっております。

まず28ページ、第1条の改正ですが、第23条の2中「第24条の2において」を「以下」に改めます。本条は特例対象被保険者等に係る軽減規定で、解雇や雇い止めなどの会社都合による失業者について、前年の給与所得を30%に減額して課税するという特例でございます。

第24条の2は、この特例を受けようとする場合の申告に関する規定ですが、今回の改正では、後ほど付則に追加する規定にも「特例対象被保険者等」という文言が加わるため、「以

下同じ」との表記に改めております。

次に、29ページの第25条は第1項第3号中、「前号」を「前2号」に、ほかの後に句点をつけ、「の」を「が」に改め文言を適正化いたします。

続いて付則ですが、少し説明が前後しますが、改正前の第1項から31ページの第16項までの全部を条立てに改正をいたします。これは項数自体が多いこともありますが、今回、末尾に追加する条文が2項にわたる規定であることから、項のままですと項中の項となってしまいますので、それが条文の形式上できないということで条立てにしております。

その上で、29ページの付則第4条は、2行目の「国民健康保険税」を「国民健康保険」に改め、30ページの付則第7条は、「前項」を「前条」に改め、いずれも文言の表記を適正にいたします。

次に31ページですが、付則の末尾に新たに第17条を追加し、新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における減免について規定いたします。

第1項は、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限が定められている国民健康保険税に関し、第1号または第2号に該当する者は減免要件を満たすという規定でございます。

第1号は、世帯の主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負ったこと。

32ページの第2号は、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入の減少が見込まれ、かつアからウの全ての要件を満たす者としております。

アは減収見込みが10分の3以上であること、イは前年の合計所得金額が1,000万円以下であること、ウは事業収入等以外の前年の所得が400万円以下であることという要件になります。

なお、この第2号では、4行目の括弧書きで特例対象被保険者等を除くこととしており、給与収入以外の事業収入等の減少がある者はこの限りでないと規定をしております。

冒頭申し上げました特例対象被保険者等、いわゆる会社都合による非自発的な失業者については、減免ではなく、給与所得を30%に減額して算定する従来の軽減制度で手当てをいたします。

次に、第2項ですが、本則の第23条の2項では、減免について、納期限前7日までに申請書類を提出しなければならないと規定をしておりますが、これにより難しい事情があると認めるときは市長が別に申請期限を定めることができるという規定になります。これは減免の対象となる国民健康保険税について、令和2年2月以後の納期限のものから適用できるよう申請期限の特例として規定するものになります。

ここで、委員会資料のほうのナンバー1のほうを御覧ください。

このたびの国民健康保険税の減免は、国が特別調整交付金及び災害等臨時特例補助金により減収分を全額補填するという財政支援の枠組みに基づき実施をいたします。

対象世帯及び減免額につきましては、①の主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯につきましては全額免除、②の主たる生計維持者の事業収入等が前年比で10分の3

以上減収見込みの場合につきましては、表1に基づいて、まず世帯全員の合計所得のうち、生計維持者の所得が占める割合によって減免対象の保険税額を算出した上で、表2の前年の合計所得金額の区分に応じて、10分の2から全額までの5区分のいずれかの割合を対象保険税額に掛け合わせて減免をすることとなります。

減免の対象につきましては、国内の感染拡大による影響等を考慮しまして、令和2年2月以後の納期限のものから今年度末までの保険税について適用いたします。

以上が第1条の改正になります。別途規則の改正等も行いまして、申請により減免を実施していくものでございます。

資料の裏面には、参考として後期高齢者医療保険料の減免について記載をいたしておりますが、こちらにつきましても国民健康保険税と同じ方式で減免を実施いたします。

続いて、議案書に戻っていただきまして、33ページですけれども、第2条は、地方税法の改正に伴う改正になります。

付則第6条は、長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例に関する規定です。

租税特別措置法に基づく長期譲渡所得の特別控除がある場合は、特別控除後の譲渡所得の金額を用いて国民健康保険税を算定しますが、このたび税制改正により、新たに租税特別措置法第35条の3第1項の特別控除が設けられ、地方税法が改正されたことに伴い改正いたします。この特別控除は、個人が低未利用土地等の一定の譲渡を行った場合に100万円を控除するというものです。

34ページの付則第7条は、短期譲渡所得に係る課税の特例に関する規定で、前条の規定を読み替えて準用しており、引用部分について同様に改正をいたします。

第2条は以上になります。

施行日につきましては、公布の日からとし、第2条は地方税法の改正の施行日に合わせ、令和3年1月1日からとしております。また、付則第17条の規定につきましては、令和2年2月1日から適用いたします。

議案第41号 可児市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の説明は以上でございます。

○委員長（田原理香君） 御説明ありがとうございました。

これより議案第41号に対する質疑を行います。

○委員（富田牧子君） 対象世帯のところなんですけど、ここのところで主たる生計維持者が死亡というのは分かるんですが、重篤な傷病を負ったという、その文言ですね。それは何を意味するのか。大体40日も入院している方もおられるわけですよね、場合によっては。その後生還してというか、そういうふうでも重篤な傷病を負ったというふうに認定されるんですか。

○国保年金課長（東城信吾君） 一応これは今回厚生労働省の財政支援の枠組みでやるんですけれども、Q&Aが示されておまして、先ほど御質問のあった件については、おおむね1か月以上の入院を要したというような場合には、この重篤なというようなものに該当するというところでございますので、先ほど言われた方についても対象になるということでございます。

す。以上です。

○委員長（田原理香君） ほか、質疑ございませんでしょうか。

○副委員長（川合敏己君） 今のところなんですけれども、おおむね1か月以上重篤な状態が続いた方ということであるんですけれども、その判断というのは誰が行われるのかということと、あともう一つは、その減免の範囲ですよね。例えば期中で、要するに月の途中で入院される方もいらっしゃるということなので、どういうふうに精査していくのかちょっと教えていただけますか。

○国保年金課長（東城信吾君） まず、判断につきましては、これは医師の診断書を出していただくという形になりまして、そういうもので確認をすると。もちろん申請の段階で御本人から聞き取りもしますけれども、証拠書類としてはやはり医師の診断書という形になりますし、これは今までにそういうふうになった方だけでなく、今後もあり得ると思うんですけれども、今回の減免に関しましては令和2年の2月以降の納期のものから今年度いっぱいまでの全体を国民健康保険税の対象として、減免をやっていくということでございます。

○副委員長（川合敏己君） そうすると、重篤な状態が1か月以上続いた場合は、その年度中、全ての減免ということですか。

○国保年金課長（東城信吾君） 全体ということですので、厚生労働省が言っておるのは、既に納入済みのものも含めて還付もあり得るということでございます。あとはこれはあくまで国の財政支援を、もしそこまで対象に減免をやられれば、国はそこまで補填するという言い方をしております。あとはやるかやらないかは保険者判断になるわけですが、可児市としては財政支援を頂ける部分については全部やるという判断で上程をさせていただいております。以上です。

○委員長（田原理香君） ありがとうございます。

ほか、質疑はございませんでしょうか。

〔挙手する者なし〕

それでは、質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

それでは討論を終了いたします。

これより議案第41号 可児市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について採決いたします。

挙手により採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員でございます。よって、議案第41号は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第43号 可児市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○**子ども課長（三好誠司君）** 議案書は36ページ、資料番号は4の議案説明書の3ページをお願いいたします。

当条例は、厚生労働省省令の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準に従い、または参酌して定めております。

このたび国の基準が改正されたことに伴い、当該基準を参酌して条例を改正するものでございます。

放課後児童健全育成事業、本市ではキッズクラブとなりますが、放課後児童支援員は、都道府県知事が行う研修を終了した者でなければならなかったというものを、都道府県知事に地方自治法第252条の19第1項の指定都市もしくは同法第252条の22第1項の中核市の長を加えるものでございます。

なお、施行日につきましては公布の日からとなります。

議案第43号 可児市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の説明については以上です。

○**委員長（田原理香君）** ありがとうございます。

これより議案第43号に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

○**委員（富田牧子君）** ということは、指定都市と中核市なので、可児市には関係ないけど文言に盛り込んだという、それだけのことですね。

○**子ども課長（三好誠司君）** 岐阜県の場合、岐阜市が中核市となっておりますので、岐阜市で行われるこういった研修があれば、今までは県知事が行うものだけが対象となっておりますが、岐阜市が行うものでもこの対象となり得ると。また、指定都市ではこの辺ですと名古屋市が行ったものであっても対象になると、そういったものでございます。

○**委員（富田牧子君）** そちら辺の市が行うのは、県が行うのと同程度の内容、そういうレベルのものなんでしょうか。どうですか。

○**子ども課長（三好誠司君）** 今のところ岐阜市において実施されるということは聞いておりませんが、当然今も4日間程の研修を受けていただいておりますので、それと同程度のものというふうに考えております。

○**委員長（田原理香君）** ほか、質疑ございませんでしょうか。

[挙手する者なし]

それでは、質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

討論はございませんか。

[挙手する者なし]

それでは討論を終了いたします。

これより議案第43号 可児市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

挙手により採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員でございます。よって、議案第43号は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第44号 可児市老人デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○高齢福祉課長（加納克彦君） 議案書の37ページ、それから議案説明書の3ページをお願いいたします。委員会資料としましては、資料ナンバー2の令和2年3月13日に開催されました教育福祉委員会において配付をさせていただきました資料をお配りさせていただいております。

それでは、議案第44号 可児市老人デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について御説明申し上げます。

令和2年2月19日に開催されました議会全員協議会及び令和2年3月13日に開催されました教育福祉委員会において御説明したとおり、平成12年の介護保険法施行から20年が経過しまして、民間事業者による老人デイサービス事業への参入が進みました。

委員会資料の2枚目の市内の通所介護事業所数・利用定員数の推移の表を御覧ください。

御覧のように、市内に民間の事業所が年々増えまして、定数の面から見ても民間ベースでの受入れは十分である状況であることから、公共が担う先駆的な役割は終えたものと考え、市が指定管理制度により管理運営しています老人デイサービスセンターの3館について、現指定管理期間が満了する令和3年3月末をもってセンターの運営を終了することとし、当該施設の設置及び管理について定める本条例を廃止するものでございます。

施行日につきましては、令和3年4月1日でございます。

なお、市内3か所の老人福祉センターのお風呂についてでございますが、令和2年2月19日に開催されました議会全員協議会において御説明しましたとおり、ボイラー等の湯沸かし設備や配管等の設備がデイサービスセンターと共有している部分が多く、デイサービスセンターと老人福祉センターの入浴設備は一体的に捉える必要があるということから、老人デイサービスセンターの廃止と併せてお風呂も廃止をいたします。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○委員長（田原理香君） ありがとうございます。

これより議案第44号に対する質疑を行います。

質疑はございませんでしょうか。

○委員（富田牧子君） 今の説明は、新型コロナウイルス感染症が起こる前の状況で考えた文
だと思っんですけど、今回、後ろのほうに資料として新型コロナウイルス感染症による市内
通所介護事業所の休止状況という資料も載っておりますけれど、各地でそういうところが倒
産したりとか、そういうお話も聞いておりますので、一体市内の介護事業所の状況というの
は、この新型コロナウイルス感染症によってどのようになっているか、ちょっとそこをお聞
かせいただけませんか。

○高齢福祉課長（加納克彦君） 後ほどの報告事項でちょっとお話しさせていただこうと思っ
ておったわけなんですけど、新型コロナウイルス感染症の流行、拡大したときにつきましては、
富田委員お話のとおり休止の状態がかなりあったということでございますが、5月11日から
は市内全てのデイサービス事業所が営業を行っております。

今、新型コロナウイルス感染症前の話じゃないかというお話もございましたが、実は介護
保険の制度上で需給量が確保されている場合は、要は供給過多にならないように事業者の指
定を控えるということができることになっておりまして、現在介護保険課のほうでは新たな
介護施設の申請を、これは供給量がもう目いっぱいありますよということでお断りしている
という状況でございますので、今現在におきましても、可児市内における介護事業所につい
ては足りているものと考えております。以上でございます。

○委員（富田牧子君） それから、ちょっとこれから先の話をお伺いするんですけど、結局こ
この、特に福寿苑ですね、可児川苑とやすらぎ館はそれぞれ慈恵会がやるということなんで
あれですけど、やめた場合、今後あの建物ほどのように、何に使っていかれるという予定で
しょうか。

○高齢福祉課長（加納克彦君） 建物につきましては、お風呂も廃止ということになりまして、
デイサービスも廃止ということになりますので、今後につきましては高齢者の方の介護予防
や社会参加に資する事業へと転換をしていきたいと考えております。以上でございます。

○委員（富田牧子君） そうすると、老人福祉センターを広げるような形と思えばよろしいわ
けですか。

○高齢福祉課長（加納克彦君） お見込みのとおりでお願いいたします。

○委員長（田原理香君） ほか、質疑ございませんでしょうか。

○委員（松尾和樹君） それでは、私からはこの課題の部分でなんですけれども、3月に出さ
れたときにもありましたとおり、新たな利用先の確保に向け調整を行うとありますが、その
めどのほうは既に立っているというような認識でよろしいでしょうか。

○高齢福祉課長（加納克彦君） 慈恵会のほうにつきましては、お伺いしたところ、他の施設
のほうへ職場転換という職員の方はされるということを伺っております。

それから福寿苑の関係ですが、社会福祉協議会につきましては、これも同じように職場転
換という形と、または他の職へのあっせんということを伺っております。以上でございます。

○委員長（田原理香君） ありがとうございます。

ほか、質疑はございませんでしょうか。

それでは私のほうから1つ。

廃止後ですね、先ほど富田委員からのその後についてのどういう利用の仕方をするのかという質問があったところなんです、普通一般の方も何とかクラブというお年寄りのクラブの方がそこへ行って、これまでどおりお食事したりとかカラオケをやったりとかという利用の仕方は可能なんでしょうか。

○高齢福祉課長（加納克彦君） 可能でございます。

○委員長（田原理香君） ありがとうございます。

じゃあこれまでどおりで、お風呂とデイサービスがなくなったということで、要介護とか要支援じゃない方も通常どおり使えるということですね。分かりました。ありがとうございます。

○副委員長（川合敏己君） 施設については、お風呂をなくした場合に、そういったスペースの有効活用というのは何か考えていかれますか。

○高齢福祉課長（加納克彦君） 実は利用者さんに若干お伺いしたとか、施設長のほうに若干お伺いした件があるんですが、多いのがやっぱり健康増進ということで、卓球台を増やせという話とか、スポーツをやりたいよとか、カラオケもっとできたらいいよねとかいったお話もありますので、今後につきましても利用者の方々の御意見を伺いながら、どんなことができるかを探っていきたいと考えております。

○委員長（田原理香君） ありがとうございます。

ほか、質疑はございませんでしょうか。

〔挙手する者なし〕

それでは、質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

それでは討論を終了いたします。

これより議案第44号 可児市老人デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定についてを採決いたします。

挙手により採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員でございます。よって、議案第44号は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第45号 可児市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○介護保険課長（佐橋裕朗君） 議案第45号 可児市介護保険条例の一部を改正する条例の制

定について御説明させていただきます。

資料番号4、提出議案説明書の3ページを御覧ください。

この条例の改正趣旨は、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る介護保険料の減免等について規定するものです。

それでは、資料番号1、議案書の38ページを御覧ください。

第8条は介護保険料の徴収猶予について、第9条は介護保険料の減免についての規定ですが、それぞれの条の第1項の最後に「前各号に掲げるもののほか、特別の事由のあること。」という例外規定を設け、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた第1号被保険者に対し、徴収猶予または減免を行うものです。

先ほど議案第41号で説明のありました可児市国民健康保険税条例にはもともとこのような例外規定がございましたが、介護保険条例にはなかったことから、このたび新たに規定するものです。

まず、第8条の徴収猶予につきましては、この新たな規定に基づき、新型コロナウイルスの影響を受けたが、第9条の減免の対象とまでは至らない方々に対し、その状況を個別にお聞きしながら柔軟に対応していくものです。

次の第9条の減免につきましては、この新たな規定に基づき対応してまいります、その対象者につきましては国から市に対する財政支援の基準が示されておりますので、その枠組み内で実施することとし、次に御説明させていただく付則第7条を新たに設けてその基準を規定します。

議案書の39ページを御覧ください。

付則第7条第1項は、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限が定められている介護保険料に関し、次の第1号または第2号に該当する者は、本則第9条第1項の減免要件を満たすものとして扱うという規定になります。

第1号は、世帯の主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負ったこと。第2号は、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入、これらを事業収入等といいます。その減少が見込まれ、かつ次の40ページにあるア及びイの要件を満たすこととしております。

アはいずれかの収入の減収見込みが10分の3以上であること。イは減収が見込まれる事業収入等以外の前年の所得が400万円以下であることという要件になります。

次に、第2項は本則の第9条第2項において減免を受けようとする者は、普通徴収の者は納期限前7日までに、特別徴収の者は特別徴収対象年金の支払い月の前々月の15日までに減免の申請書類を提出しなければならないと規定していますが、これにより難い事由があると認めるときは、別に申請期限を定めることができるという規定です。

具体的には、新型コロナウイルスの影響を受けたが、事前に申請できなかった特別の事由がある者に対しては遡りによる減免申請を可能とするものになります。

ここで委員会資料ナンバー3を御覧ください。

このたびの介護保険料の減免は、国が減収分を全額補填するという財政支援の枠組みにより実施いたします。

対象者及び減免額につきましては、①の主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った第1号被保険者については全額減免、②の主たる生計維持者の事業収入等が前年比で10分の3以上減収見込みとなった第1号被保険者については、下の表1に基づいて保険料額に減収となった生計維持者の前年の事業等所得の総所得に占める割合を乗じて対象保険料額を算出した上で、表2の前年の合計所得金額の区分に応じて、全額または10分の8の割合を対象保険料額に乗じて減免することになります。

なお、第1号被保険者が複数同一世帯に見える場合は、それぞれの減免額を個別に算出することになります。減免の対象となる介護保険料は、令和2年2月から令和3年3月までの間に納期限が設定されている介護保険料となります。

議案書の40ページに戻っていただき、最後の附則部分になりますが、施行日は公布の日からとし、改正後の規定は令和2年2月1日から適用いたします。

議案第45号の説明は以上です。

○委員長（田原理香君） 御説明ありがとうございました。

これより議案第45号に対する質疑を行います。

質疑はございませんでしょうか。

〔挙手する者なし〕

ないようですので、質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

それでは討論を終了いたします。

これより議案第45号 可児市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

挙手により採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員でございます。よって、議案第45号は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

お諮りいたします。本日審査しました案件に関する委員長報告の作成につきましては、委員長、副委員長に御一任いただきたいと思いますと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

ここで議事の都合により暫時休憩といたします。

休憩 午前9時35分

○委員長（田原理香君） それでは、会議を再開いたします。

昨日よりは学校も掃除とか給食が始まったようです。

富田委員より事前質疑、学校の新型コロナウイルス感染症対策についてが出ております。

それでは、質問者である富田牧子委員、質問事項の説明をお願いいたします。

○委員（富田牧子君） 3つ一遍に言えばいいですね。

3か月の休校の後に学校が始まりまして、しかし感染症対策が欠かせないということで、昨日テレビを見ておりましたら、イギリスの小学校は20人学級なんですけど、それでも1クラスに10人入れて間隔が取れないということで、前後左右に、まだ休校が続いていると、対策がというふうな話もあって、本当に普通に始まりまして、3つの対策のうちこの身体的距離の確保について、6月15日以降、従来の40人学級に戻っても距離の確保ができていくのかということをお尋ねしたいと思います。

それから、次の問題は、次の感染、第2波と言われております感染拡大の波に備えて、各家庭とのオンライン整備をどう進めていくのかということ、この間ずっと第3弾として1人1台パソコンの予算もついたわけですがけれども、実際にはやっぱりこれは新型コロナウイルス感染症対策の第3弾ということなので、本当にそれに対応するようなことでなくては駄目だと思いますので、特に各家庭とのオンラインの整備、それがなかったら家庭学習はできないわけですから、どう進めていくのかということをお尋ねします。

それから、3番目として、児童・生徒の学習の負担が過重にならないようにどのように配慮をしていくかということが今大変重要な問題になっておると思います。学校が始まってうれしいと思っても、勉強がどんどん遅れた分だけ詰め込まれて進んでいくと、こんなに子供たちの間に大変感だけがあって、もう勉強は嫌だとか、そんなふうになってくると大変困ったなというふうに思っております。教育課程の精選をしていくのかということをお聞きしたいと思います。

それで、昨日、岐阜県教育委員会は高校入試については範囲は狭めないで従来どおりの範囲でやるということで、これ、中学校3年生にすごいプレッシャーというか、そういうことになっていくんではないかと思ってお心配しているところですが、この問題についてお伺いをします。以上です。

○委員長（田原理香君） この件に関しまして、執行部の説明を求めます。

○学校教育課長（今井竜生君） よろしくお願ひします。

3つの質問についてお答えします。

1つ目の身体的距離の確保ということなんですけれども、教育福祉委員会資料のナンバー8に、その件についても書かせていただきましたので、そちらを御覧ください。

大きな2番、課題と対策についてというところ、①感染症予防対策としてということの2つ目のちょぼになります。

身体的距離の確保についてということで、通常登校となった場合には、国の学校の新しい生活様式衛生管理マニュアルに示されている児童・生徒の間隔1メートルを目安にできるだけ間隔を取るようにし、頻繁な換気やマスクの着用などの対策を組み合わせ対応することが書かれておりますので、それに沿って進めていきたいと思っています。

教室では隣の子との、いつもは隣り合わせになっていたところを1列ずつの並びにし、隣の子との席を離すこと。児童・生徒の間隔を1メートルを目安に学級内で最大限の間隔を取るよう座席配置を取っています。

この身体的接触だけでは十分な対応ではないですので、頻繁な換気、教室の2か所の窓開け、併せて子供たちのマスクの着用等を行うことで対応していきたいと思っています。

2つ目になります。各家庭とのオンラインの整備について御質問がありました。

これについては、以前の議会、それから予算決算委員会のほうでもお話をさせていただいておりますが、6月学校が始まりましてから、保護者へのICT環境についてのアンケートを取っております。家庭で利用しているICT機器について、それからインターネット環境があるかどうかということの確認をするためのアンケートです。このアンケートを行うことによって、各家庭の環境が把握できることとなります。そこで次の方向を取っていききたいというふうに思っております。

例えば、利用できない人の対応をどうしたらいいかということ、それから利用できる人に対してはどんな対応ができるかということの見極めをしていきたいと思っています。

3つ目です。児童・生徒の学習の負担が大きくならないように配慮することということで御意見を頂きました。

時間数の確保については、文部科学省より学びの保障についてという通知、それから県の教育委員会より授業実践ガイドという通知が出て、授業時数の確保、それから授業の在り方について示されております。

文部科学省からは、授業について重点化を行うということも示されております。

これはどういうことかということ、学校で行うべきもの、それから家庭でも行えるものということで、授業内容をもう一度見直しして示したものです。

例えば国語でいうと、話し合いであったりとか、意見や感想を伝えることは学校の授業で行うこと、例えば書く活動であったりとか、それから個人として読む活動については個人でも実践できるものというふうに示してありますので、その分の時間数を取ることで家庭の時間数を加味していきますということで、学校でできることをきちんとやっていくということで、先ほど心配していただいた時間数が足りないから詰め込みでやっていくということではなく、学校でやれることをきちんとやっていくという形を取りたいと思っています。

それから、学校では夏休み、それから冬休みの期間を変えておりますので、その分の時間数を確保、それから中学校3年生についても、以前予定していた卒業式の日程を変えまして、7日間卒業式を後延ばしにすることにして授業の時数を確保するようにしております。以上です。

○委員長（田原理香君） ありがとうございます。

○委員（富田牧子君） 1つずつ行きますね。

距離を保つという話ですけど、例えば40人ぎちぎちにいる学級で本当にそんなことが可能なんですか、どうですか。

少人数学級とか本当に30人以下の学級もあるんで、そういうところは十分取れると思うんですけど、学校によってはやっぱり40人いっぱい入っているクラスもあるわけだから、そこら辺のところは本当にそれが保障されるんでしょうか。

○学校教育課長（今井竜生君） 教室の大きさは限られておりますので、その中で一番子供たちの間が空けられるように座席配置を考えています。以上です。

○委員（富田牧子君） 別に困難だからとても大変でできないとかそういう学校はなくて、どの学校もこういうことで距離が保てるようにできますよというお話ですかね。

○学校教育課長（今井竜生君） できる範囲の最大限の間隔を取るということで配置をしています。

○委員（富田牧子君） 始まってから、ぜひ学校教育課長も見に行っていていただいて、やっぱり実際に距離が取れているのかという、そこら辺を新型コロナウイルス感染症対策の感染予防で本当に各学校ともちゃんとできているのかというところを、報告を聞くだけじゃなくて、実際に見に行っていていただきたいなど、教育委員会でも、思いますので、よろしくお願ひしたいと思いますけど。

○学校教育課長（今井竜生君） 昨日も学校のほうには訪問させていただいて、学校の様子、それから給食が昨日から始まりましたので、給食指導の様子も学校のほうの対応がどうなっているかということを確認しております。

あと、例えば学校へ登校したときの健康チェックであるとか、子供たちの動きも実際学校に行って、昨日でいうと西可児中学校と、それから土田小学校、春里小学校に行きましたが、そういう形で教育委員会でも確認をしながら学校の実態をつかんで対応していこうと思っております。以上です。

○委員（富田牧子君） 次のを聞いてもいいですか。

2番目の問題ですけど、オンラインの整備をどう進めていくかということで、今ICTのアンケート調査を行っていますということで、それで把握をして、これが利用できる人、利用できない人というふうに分けて対策を考えていくということでしたけど、それはいつぐらいにできるかということと、それからオンラインの家庭学習について、どういう計画を立てるとかというその計画も要ると思いますけれど、そこら辺の1人1台タブレットになったときのこういうことも含めて学校の授業、それから家庭で利用といういろんな計画をつくらなきゃいけないと思うんですけど、そこら辺はどのようにお考えでしょうか。

○学校教育課長（今井竜生君） まず、保護者へのアンケートは今月中にまとまってきますので、そこで実態を把握して、全体のパーセンテージがどれくらいであるかということとともに、個々に家庭の様子が出てきますので、学校の個々の家庭の例えば対応しなきゃいけない

部分とかということが明らかになってきます。

それから、オンラインの例えば授業であったり、オンライン学習であったりというところについては、内容もそうですし、どういう方法でということも当然考えていかななくてはいけないというふうに思っていますので、教育研究所を中心にした対応のグループなり委員会をつくりまして、そこで研究を進めていきたいというふうに思っています。以上です。

○委員（富田牧子君） 教育研究所を中心にいろいろ対応を考えていきたいと。そういういろいろなガイドラインとか教育指針とか、できてから各先生方にこうしたやり方、タブレット1台ずつを使ってやり方とか、そういう研修は同時並行してやっていかれるのか、それとも一応その概要ができてからしかやっぱり研修はできないよということなのか、どんなものでしょうか。

○学校教育課長（今井竜生君） おっしゃるとおり、ある程度形はできないと進められないとは思いますが、どういうことができるかということについては、今、他市町村でも進めているところはありますので、そういう実践事例を受けまして、本市ではどういうことができるかということは体制が整う前でも検討することは可能だと思います。以上です。

○委員（富田牧子君） 予定として、どのように考えておられますか。

例えば何月ぐらいまでにこれをやりたいと思っておられるのか、大変な時期ですけど、これはやっぱり同時進行で、新型コロナウイルス感染症対策もいろいろやらなきゃいけないけど、進めていかなきゃいけないということで、もう待ったなしの状況だというふうに思うんですね。そちらのめどとしては、例えば何月までにこれをやる、何月までにはここまで行くとか、そういう大まかな計画というか心積もりとかいろいろあると思うんですけど、どのようですか。

○学校教育課長（今井竜生君） 今具体的に何月何月ということはちょっとまだ示せないところなんですけれども、今検討していることの一つに、県が使っているオンライン会議のシステムがあるんですけども、そういうのを取り入れると、今皆さんが思ってみえるような、例えばオンライン授業、双方向のやり取りであったりとか、そういう形の講義型だけではなくてやり取りができるようなシステムを進めていくことができるということで、そういう県の補助も得ながら進めていきたいというふうには考えています。

まだ今のところ、いつまでということがなかなか見通しが持てないんですが、早急に取りかかっていきたいというのが現状です。以上です。

○委員長（田原理香君） ありがとうございます。

それでは皆さん、この質疑に対して質問ございませんでしょうか。

〔挙手する者なし〕

それでは、ちょっと私のほうからすみません。

3番目のところですよ。

先ほど説明のところ、それぞれ学校と家庭とを重点化して行って、やれることをきちっとやっていくという御説明がございました。

家庭も、それぞれおうちのお母さん方が家にいらっしゃるかどうか分からない。いて、きちっとそこでこういうことだよというふうに指導というか言っているところと、全くそういうことができないという家庭もあるかと思いますが、その辺において、家庭での学習ということはどのように考えておられるのでしょうか。

○学校教育課長（今井竜生君） おっしゃるとおり、家庭によってはいろいろな状況がありますので、家庭に丸投げということは当然できないと思いますので、学校からこういうことをさせたいです、してくださいということのお願いもしていきますし、例えば今までの勉強でいうと、ドリルの教材を渡して、それを練習するというような単純な繰り返し作業とかということもあったと思うんですけども、今重点化として示してあるものについては、例えばそれだけではなくて、実際子供が家で新聞を書いたりとか、自分の考えをまとめたりとかというようなことも出てくると思います。その場合には、それをまた学校に提出させることで教師が確認し、よりアドバイスがそこでしていくことができるというふうに思いますので、そういうやり取りをしていって進めていきたいというふうに思っています。

○委員長（田原理香君） ありがとうございます。

もう一つは、今回この学校に行けなくなったということで、塾に行っている方は非常に勉強、そういった機会が多くて勉強されていると。なかなか塾にも行けずに、親さんもお仕事をされているというところにおいて、親さんたちの中で差がもうできてしまったんじゃないかと。最初はドリルをやっているだけでよかったけれど、実は新しいところも家庭の中で宿題が出てやらなきゃいけなくなった。そういったところの心配、危惧する声を聞きますが、今後その対応ということにおいてはどのようにお考えでしょうか。

○学校教育課長（今井竜生君） 家庭での学習の状況については、学校が全部把握することはなかなか難しいと思いますので、学校において子供たちの状況を把握して、そこで個別指導であったりとか、個別対応していくということが大事な点というふうに思います。以上です。

○委員長（田原理香君） ありがとうございます。

個別対応されるということですね。

○委員（富田牧子君） 学校が始まったわけですけど、丸2か月は勉強がなかったんで児童の負担も大変なんですけど、今後例えば学力テストとか研究校の発表とか、先生方の労働荷重になるようなことがやっぱりそれも心配なんです。

県と国の学力テストがあったと思うけど、国のほうは多分ないと思うんですが、県の学力テストはあるのかということと、それからいつも研究発表がありますよね。あれに膨大な時間を費やして、先生方はやらなきゃいけないので、そういうのもやめられたらどうかと思うんですけど、今年のそういうことについてはどうですか。

○学校教育課長（今井竜生君） ありがとうございます。

先生方はやっぱりいろんな新型コロナウイルス感染症対策で気を使って動いているところはありますので、例えば可児市の笑顔の学校公表会というのが10月に予定されておりました。

それについては学校の状況もありますので中止をさせていただいて、今年発表校になっていたところは来年発表するというようにさせていただいています。

それから、各教科の教科研とかということも毎年例えば1学期の時点と、それから2学期頃に授業を行っておりましたけれども、1学期の授業はもうなしにして、まずは子供たちに対応するというを第一にしてというふうに考えていますので、全体の研究会の動きなんかこの新型コロナウイルス感染症対策に関わったところで、いろいろ中止にしたり延期にしたりということが対応としてはあります。以上です。

○委員（富田牧子君） 学力テストはどうですか。

○学校教育課長（今井竜生君） すみません、全国の学力テストは中止になりました。岐阜県についてはまだ最終的な決定は聞いておりませんので、その結果は分かりません。また通知が来たら学校にはお知らせしたいと思っています。

○委員（富田牧子君） 去年あたりからずっと先生方の負担を解消していくという話がありますから、今この状況の中でさらに負担をかけていくようなことはぜひやめるべきじゃないかなというふうに思いますし、今思うと、笑顔の学校の後期基本計画の中で、一番は命を大切にすることだったんで、まさに今何が大事かといったら、そのことだと思うので、それに沿って今後の教育活動もぜひ進めていただきたいなというふうに思います。

○学校教育課長（今井竜生君） ありがとうございます。

やっぱり命を守る、それから子供たちの安全・安心ということで一番に考えていきたいと思っておりますので、今の御意見を学校にも対応していきたいというふうに思います。以上です。

○委員長（田原理香君） ありがとうございます。

ほか、委員の皆様、質疑はございませんでしょうか。

○委員（松尾和樹君） すみません、ちょっと細かいことを聞かせていただくんですけども、Wi-Fi環境を把握する目的でというのがアンケートに含まれているということだったと思うんですけど、もしそのWi-Fi環境が整っていない家庭の数がすごく限られていて少ない数だった場合に、例えば市のほうでモバイルWi-Fi等を貸与する等、何か考えはあるのでしょうか。

○学校教育課長（今井竜生君） それについても、予算的なこともありますので数にもよるとは思いますけど、そういうことも検討の中に入れていきたいというふうに思っています。以上です。

○委員（松尾和樹君） もう一点なんですけれども、第2波が起きるかもしれないというのが、一般にはもしかしたら秋冬に起きるんじゃないのか、その可能性が高いんじゃないのかなんていうことを言われる方もいるんですけども、そう思ったときに、その時期までにはそのオンライン授業等々がある程度できるような形を今から備えておく必要があるのかなあと一方で思うんですけども、先ほどのお話ですと、まだちょっと教師への研修等のスケジュール、時間軸でのお話がまだ確定されていないということでしたが、いつ頃までにそういったスケジュールを決めるというようなお考えがもしあればそれだけでもお伺いしたいんですけど

れども。

○学校教育課長（今井竜生君） それについても早急というふうに考えておりますけれども、例えばオンライン学習という面では教材を与えて、子供たちが例えば家庭でパソコンでそれに取り組むというようなことはもう既に進めていますので、イメージされるような双方向のやり取り型ということについてはまだ実践がないんですけれども、今あるものをまず進めていくこともそうですし、それからプラスして新しいものを取り入れていくというところで計画は進めていきたいというふうに思っています。以上です。

○委員（松尾和樹君） それからですけど、インフルエンザが例年はやる時期というのって、何月ぐらいですか。

○学校教育課長（今井竜生君） 年にもよると思うんですけれども、12月頃から1月、2月というところはかなりの人数の子がインフルエンザの感染になるというふうに考えます。

○委員（松尾和樹君） 新型コロナウイルス感染症に関連してということになるのかなと思うんですけど、インフルエンザが例えば蔓延して、学級や学年が閉鎖されるというようなことが例年あると思うんですけれども、今回このICT機器が配置された際には、インフルエンザのときなんかもそういった休校になった場合にICT機器を使った授業等々ができるのかなと思うんですけれども、今までインフルエンザのときの休校になった場合って、どのような対処をされていましてでしょうか。

○学校教育課長（今井竜生君） ICTでということとはなかなかやれていないというふうに思うんですけれども、例えば長い期間になったときには、学校から、今の4月、5月の休業中も行っていったようなプリントをお渡ししたりとか、ドリルを進めていくというような指示を出して、それを進めていたということです。以上です。

○委員長（田原理香君） ありがとうございます。

ほか、質疑はございませんでしょうか。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、この件に関しては終了といたします。

続きまして、事前質疑2. 新型コロナウイルス感染拡大に備えてを議題といたします。

質問者である富田牧子委員、質問事項の説明をお願いいたします。

○委員（富田牧子君） 新型コロナウイルス感染症の第2波に備えて、県として後方施設、それからPCR検査センターを設置するというので、このPCR検査センターは各圏域に1つということで、後方施設もそうだったかちょっと分かりませんが、こういうふうに考えておられるということで、現に設置もされているわけなんですけれども、私たちの住んでいるこの中濃圏域での設置状況はどのようになっているのかということをお伺いいたします。

それから、これは後方施設とPCRの話ですが、そのほかにもこの第2波に対して備えているということはあったら教えていただきたいと思います。

○委員長（田原理香君） この件についての執行部の説明を求めます。

○健康増進課長（古山友生君） まずPCR検査センター、それから後方施設についてお答え

いたします。

新型コロナウイルス感染症に関する医療体制の整備につきましては、岐阜県が対応を行っており、市としても県が発表したことしか分からない状況となっておりますけれども、幸いにも富田委員の質問された事項につきましては公表されている資料がありましたので、資料ナンバー5ということで添付をさせていただきました。

資料ナンバー5のほうを見ていただきたいと思いますが、この資料につきましては5月26日開催の県の本部委員会議の資料の抜粋ということになります。

5月25日現在ということになりますけれども、この時点で岐阜県につきましては、県内のいわゆる研究所、あるいは病院、それから検査センターでPCR検査を日に最大で330件実施する体制を確保しておりました。

その後も体制を確保するというで岐阜県のほうが対応されまして、地域外来・検査センターにつきましては資料2ページ、裏面にありますように、5月31日に発表しておりますけれども、中濃と西濃地域に地域外来・検査センターを開設するというふうに発表しております。

体制としましては、それぞれ中濃圏域のほうが6月2日、それから西濃圏域のほうが6月3日に開設するというでございしますが、それぞれ日に最大20件の検体を採取する体制を確保しております。

このときにつきましては、6月1日に新聞にも掲載されておりますので、ちょっと補足させていただきますと、中濃圏域の検査センターにつきましては、平日のうち週2回、午後1時から3時の間検査を実施しております。この検体採取につきましては、中濃地域内の医師会の先生の協力により実施するというふうに聞いております。

またちょっと1ページのほうに戻っていただきたいと思うのですが、先ほど富田委員が言われましたけれども、地域外来・検査センターにつきましては、今後の見通しで4か所、日に最大で80件検査できる体制を確保するというで予定しておりましたが、今言いましたように、中濃地域と西濃地域につきましては確保したということで、残る2か所につきましては、岐阜市と、それから飛騨圏域ということになります。こちらのほうももう新聞報道等で発表されておりますけれども、岐阜市については6月中旬、それから飛騨圏域につきましては本日6月16日から実施をするというような新聞報道がされております。

続きまして、後方施設についてでございますが、県は新型コロナウイルス感染症の蔓延期に備え、県内の医療体制を維持する観点から、軽症の感染者が宿泊療養する施設を各圏域で1か所ずつ確保するというで進めておまして、5月25日現在、3圏域で366室を確保されておりました。

その後、中濃圏域と飛騨圏域につきましては、約100床確保するというで進められまして、3ページのほうに資料がつけてございますが、中濃圏域の後方施設につきましては関市にございますシティホテルセキを62室、6月3日から確保しているというような報道をしております。

このように、県の努力によりまして中濃地域におきましては、地域外来・検査センター及び後方施設の設置ができていているという状況でございます。

続きまして、そのほかにも備えていることはあるかということでございますが、中濃圏域に特化した対応は分かりませんが、県全体で県の本部委員会議で報告された内容からということになりますけれども、ほかに感染者の受入可能病床を確保するということで、感染症病床をはじめ一般病床でも入院ができるよう病床の確保に努めていただいております。

そのほか感染者を受け入れる各病院の機能強化を図るため、簡易陰圧装置ですとか人工呼吸器、あるいは施設整備に対して補助金を出して病院の機能強化を図っております。

ほかに新型コロナウイルス感染症に係る医療従事者に対して、特殊勤務手当、あるいは医療従事者雇用のための経費を支援するなど、医療従事者への支援を行うことによって医療従事者の確保を図っているということを行っております。

そのほか保健所の機能強化ということで、保健師を確保して各保健所に配置するというところも行っております。

あと、感染者の病状に合わせた受入病院のルール化ということで、重症な人はこの病院、あるいは軽症の人はこの病院というような振り分けのルール化ですとか、あるいは感染者を運ぶときの搬送車両を確保するというところも行っております。

あとPPE、いわゆる个人防护具の確保ということで、マスク、ガウン、防護服、フェイスシールド、それから消毒用エタノール等の衛生資材を地元企業から優先的に調達するというところなどをして、蔓延期に備えてそういった衛生用品も確保を図っております。

以上、岐阜県におかれましては、今後の蔓延期に備え各種の対策を講じているというふうにご確認ください。以上でございます。

○委員（富田牧子君） ありがとうございます。

それで、それは第2波に備えてということなんですけど、実はこのPCR検査をどれだけ広げていくかということが今後大きく問題になってくると思うんですけど、今のところ海外渡航はできないということになってはいますが、オーストラリアをはじめ4か国はいいということになるんですが、やっぱりビジネスで行くということになると、本当にその人たちが陰性なのかというその証明も要るような話が出てきたりとか、それから、今、東京都でホストクラブの人が陽性になっているのが増えているのは、あれは積極的に検査をしているもので、ホストクラブなんかは感染源みたいに言われているので、そこにいる人が検査を受けてやっているということになると、このせっかくのPCR検査のところをやっても新型コロナウイルス感染症にかからなかったら検査しませんよというふうでは、今後全然状況はよくないと思うんですが、そうした、お聞きしてもちょっと分からないかもしれませんが、どうしても必要のある人が検査を受けられるようになるのかどうか、どんなものでしょうか。

○健康増進課長（古山友生君） ちょっとその辺のところは分かりかねるんですけども、ただ単に検査をしてほしいというようなことを言っても検査はしていただけないのではないかと考えております。

この検査センターにつきましては、お医者さんのほうが、患者さんが病院へ行かれて、先生が診断されまして検査をしたほうがいいという、そういった判断が出た場合にこの検査センターで検査をすることができるということになっておりますので、ただ症状もないのに検査してほしいといってもそれはちょっと今の段階では無理ではないかなというふうに考えております。

○委員長（田原理香君） 富田委員、よろしかったですか。

○委員（富田牧子君） でも、ぜひそういう声があるということも県のほうにお伝えいただきたいと思うんですけど、だから医療関係とか、それから介護とか福祉とか教育とか、そういうところの方たちももし何か起こったときに検査をしていただけるような体制に今後は広げていっていただけるとありがたいと思いますし、一般の人が用がなくて検査するというのではなくて、どうしても海外へ渡航しなきゃいけないとか、ビジネスのそういう要請で行くとかということだったら、やっぱりそれはちゃんと検査を受けさせてあげるということは必要なんじゃないかなと思いますので、みんなが我も我もと押し寄せて混乱するようなことになってはいけないと思いますが、順次何か必要に応じてやっぱりやっていくということをぜひ考えていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いします。

○委員長（田原理香君） ほか、質疑はございませんでしょうか。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、この件に関しては終了といたします。

続きまして、報告事項、可児市子どものいじめの防止に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

この件に関しまして、執行部の説明を求めます。

○教育総務課長（石原雅行君） よろしく申し上げます。

教育福祉委員会資料ナンバー6、可児市子どものいじめの防止に関する条例の一部改正についてを御覧ください。

9月議会に上程する予定の条例の一部改正について報告させていただきます。

一言で申し上げますと、現在ある可児市子どものいじめの防止に関する条例に教育委員会の附属機関として、いじめ重大事態調査委員会を設けることを追加したいというものになります。

資料に基づいて説明させていただきます。

改正の趣旨、いじめ防止対策推進法では、いじめに係る重大事態が発生した場合に、当該重大事態に対処し、同種事態の発生を防止するため、教育委員会または学校がその事実関係を明確にする調査を行うことになっています。

しかし、自死に至るような重大事態が発生した際には、児童・生徒、保護者などが学校ではなく、教育委員会や第三者による調査を希望する場合が想定されます。

そのため、教育委員会に公平性・中立性・専門性が担保された第三者組織「可児市教育委員会いじめ重大事態調査委員会（仮称）」を附属機関として設置し、重大事態が発生した際

に迅速に対処できるようにするため、改正したいということになります。

囲みについては、いじめ防止対策推進法の今説明しました条文になります。

ここで、重大事態とはどういう事態ということになりますが、資料には書いてありませんが、法律では大きく2つ定義されています。

1つ目が、いじめにより児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるときです。例えばいじめにより自殺した場合、または自殺未遂をした場合、いじめで重傷を負った場合などになります。

あと2つ目が、いじめにより児童などが相当の期間学校を欠席することを余儀なくされてしまう疑いがあると認めるときです。この相当な期間というのは、年間30日が目安となります。そのほか総合的に実態を判断して重大事態と捉えることになります。

そして、資料に戻りますが、現在ですが、重大事態が発生した場合は、教育委員会または学校が調査主体となります。教育委員会の場合ですが、その都度調査委員会を立ち上げ委員を委嘱することになります。学校の場合ですが、既に各学校に設置してあります学校のいじめの対策委員会が母体となり、教育委員会から人的な派遣などをして支援をしていくというようなことになります。

そして改正後ですが、教育委員会が調査主体となり、いじめ重大事態調査委員会にお願いして調査を実施します。学校には協力をお願いするということになります。これによりまして、委員をその都度委嘱するという必要がなく、すぐ対応ができ、教育委員会が責任を持って取り組むことができるというふうに考えております。

主な改正の内容の予定ですが、いじめ重大事態調査委員会の設置、所掌事務、組織などについて規定したいと考えています。

所掌事務は、教育委員会の諮問に応じ、重大事態に係る事実解明、再発防止の提言などです。

組織は6人以内とし、弁護士、医療・心理・福祉に関する知識経験を有する者、学識経験者などです。任期は2年を考えています。事案によって、委員全員による調査、一部の委員による調査、委員だけでは対応できない場合には臨時委員をお願いし、その調査を想定しております。

いじめに関する情報の提供、共有について規定したいと考えています。

いじめの防止及び解決を図るために必要な場合に限り、市長、教育委員会、学校がそれぞれ保有するいじめに関する情報を相互に提供、共有することができるということです。

今後の予定としましては、令和2年の9月議会に議案を上程したいと考えております。また、翌10月には条例を施行したいと考えております。以上です。

○委員長（田原理香君） ありがとうございます。

質疑はございませんでしょうか。

○委員（富田牧子君） 現在はその都度つくっているという話で、今度常設のそういう委員会をつくるということですが、この教育委員会に設置されるものが第三者委員会になるのかと

いう、そこはすごく私は疑問です、はっきり言って。第三者組織というのは、そこからも独立している、そういうものじゃないと、特にこのいじめの事案についてはそういうふうに思います。

なぜ今これを急いでつくらなきゃいけないのか、そこら辺の理由は何ですか。

○教育総務課長（石原雅行君） 今、急いでということですが、昨年度から本当に同じ県内でも痛ましいことがありました。その場合でもやはり第三者委員会を設置して実施しています。そういうあってはならないですし、そういうことは防いでいかなければならないことなんです。もし起きた場合には、やっぱりすぐ第三者で対応できるような準備をしておきたいと考えています。

あと、附属機関ということですので、やはり条例で設けなければならないというふうに考えております。以上です。

○委員（富田牧子君） 私はその都度でいいと思うし、常設で任期2年でまた誰かに委嘱をしてという、そんなこと必要ですかね。委員会をつくれれば報酬も必要になりますし、起きてはならないですけど、もしそういう事件が起きたときに、すぐに対応できるというふうではないですよ。第三者委員会というのは、じっくり綿密に調査をしてということなので、起きたから、はい、次の日にじゃあその人たちが動けるかといったら、そんなことは絶対はないと思いますし、それがあからとって機敏に活動して何かいい方向に行くとはとても思えないですし、その都度そのことの内容に鑑みて、今回はこういう方で第三者委員会をつくっていただきましょうというふうに考えたほうがやっぱりいいというふうに思います。

○委員長（田原理香君） ほか、委員の皆様どうでしょう。

○委員（亀谷 光君） 課長にちょっとお聞きします。

大津市の大事件がありました中に、たしかテレビとか業界の発表の中に、いわゆる対応する第三者機関のつくり方が何か結構ノミネートされて報道をやっていました、つくり方。だから大津市のこういう第三者機関の形というのは御存じでしょうか。

○教育総務課長（石原雅行君） すみません、はっきりとちょっと存じておりません。

○委員（亀谷 光君） 私も今日来るときにと思って確認しようと思ったけどちょっと分からないので、今日来てからまた聞こうかと思っています。じゃあ大津市が何かの資料があったんですけども、その第三者機関のつくり方を、NHKのEテレでもやっていたし、そのつくり方、今、富田委員がおっしゃったように、毅然としたああいう教育委員会とかそういう枠だけじゃなくて、新しい形をノミネートされたのをちょっと僕、記憶だけで申し訳ないですが、一度それをまた私も調べますけど、調べていただけますか。

○教育総務課長（石原雅行君） まだこれからちょっと研究をしていきたいと考えています。お願いします。

○委員長（田原理香君） ありがとうございます。

先ほど富田委員のほうからこの第三者組織の在り方、それからその都度その都度でいいんじゃないかという御意見がございましたが、ほか、委員の皆様いかがでしょうか。

○副委員長（川合敏己君） 共和中学校での対応というのはどうなりますか。

○教育委員会事務局長（瀬瀬新吾君） 共和中学校は可児市・御嵩町中学校組合が設置管理しておりますので、対応は共和中学校のその組合がこのいじめについても対応することになります。以上です。

○委員長（田原理香君） ほか、委員の皆様。

○副委員長（川合敏己君） ちょっと参考までに教えてください。

御嵩町子どもの笑顔づくり条例がありますよね。それと可児市子どものいじめの防止に関する条例と2つ関わってくると思うんですけども、実際どちらの条例の下において運用されていると考えたらよろしいですか。

○教育委員会事務局長（瀬瀬新吾君） 共和中学校の生徒に関しては、可児市・御嵩町中学校組合がたしか御嵩町の条例を準用するような決め事をされていたと思いますので、御嵩町の条例になると思います。ただやはり大本については法律がありまして、その法律の下での運用ということはやってきますので、基本的なところは共通な対応ができるのではないかとこのように考えております。以上です。

○委員長（田原理香君） ほか、委員の皆様、質疑ございませんでしょうか。

〔挙手する者なし〕

それでは、発言もないようですので、この件に関しましては終了といたします。

続きまして、報告事項2です。新型コロナウイルス感染症に対する現状と課題を議題といたします。

まず高齢者の状況についてなんですが、さきに執行部の方にこの高齢者の状況ということにおきましては、例えば今回新型コロナウイルスがありまして感染拡大の予防ということで高齢者の方々のデイサービスに行かれるのを少し自粛してはということで、高齢者の方々も行かれなかったというふうに聞いております。そういった高齢者施設におきましての、その高齢者の利用状況、それからそういった変化、身体変化、それから高齢者の状況変化ということにおきまして、認知症も併せてお聞きするものでございます。

それでは、執行部の説明を求めます。よろしくお願いたします。

○高齢福祉課長（加納克彦君） 委員長、申し訳ございませんが、御報告の前に、先ほど議案第44号でお示ししました委員会資料の訂正をお願いしたいのですが、よろしいでしょうか。

○委員長（田原理香君） はい、よろしくお願いたします。

○高齢福祉課長（加納克彦君） 委員会資料のナンバー2ですが、真ん中に可児川苑、福寿苑、やすらぎ館の定員とか利用登録者数の表がございます。その下に米印2つございまして、2つ目の現在の民間事業所数とございます。そこの数字が平成30年度の数字が載っておりますので、令和元年度の数字に御訂正をお願いしたいと思います。

まず通所介護19が23、次の地域密着型通所介護12が13、合計としましては36でございます。よろしくお願いたします。

○委員長（田原理香君） それでは、訂正を皆さんしてください、お願いします。

○高齢福祉課長（加納克彦君） それでは、新型コロナウイルス感染症による高齢者の状況等について御報告をいたします。

資料としましては、委員会資料7を御覧ください。

まず、高齢者通所介護事業所の営業休止についてでございますが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、可児市が指定管理制度により管理運営しています老人デイサービスセンターの3館を含めまして10の事業所が営業を休止しておりました。

休止期間としましては、短い事業所で1週間程度、長い事業所では1か月以上の間営業を休止しておりました。そのほか区域を限定した受入れや時間短縮等の対応をされた事業所もございました。先ほどもお話しさせていただきましたが、5月11日からは市内全ての事業所が営業をしております。

新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言中、それから緊急事態宣言解除後の各施設における利用者の人数につきましては、これはまだ把握できておりませんが、市の老人デイサービスセンターの職員や地域包括支援センターの職員などからの情報では、感染を恐れ通所を自粛している方や家族から通所を止められた方が見えたということで、市の老人デイサービスセンター3館における3月と4月の利用者人数を比較いたしますと、福寿苑のほうは3名減、可児川苑が14名の減、やすらぎ館につきまして4名減となっております。

また、介護度が軽めの方や自宅で過ごせる方には利用を控えてもらったという事業所もございましたので、緊急事態宣言中の各施設における利用者数は減少したものと推測をしております。

次に、認知症に関わる相談数についてでございますが、資料の中ほどに、市内に6か所あります地域包括支援センターにおける昨年の9月から本年5月までの相談数を表にしております。

御覧のように、緊急事態宣言中の4月、5月においては、相談数が減少をしております。

これにつきましては、不要不急の外出の自粛、高齢者サロンなど通いの場の活動の自粛、民生児童委員の見守り活動の自粛によりまして、認知症の進行等に関する情報提供が少なかったということも理由として考えられます。

次に、課題について、そして今後についてでございますが、第2波、第3波の感染拡大を防ぐため、新しい生活様式を日常生活の中で取り入れ、実践していくということが必要となりますが、社会参加の機会の減少、それから孤立状態から高齢者の方の虚弱（フレイル）や認知機能の低下が危惧されるところでございます。

現在、高齢者サロン等の地域における支え合い活動が自粛をされておりますが、高齢者の孤立を防ぐには、やはり平時からの地域のつながりが大切であるということから、再開に向けて新しい生活様式を踏まえた高齢者サロンや地域支え合い活動における感染防止対策マニュアルを作成いたしまして、各活動団体に配付をいたしました。

今後新しい生活様式を実践し、十分な感染対策を講じた上での活動が再開されると思っておりますが、活動を再開した高齢者サロンから順次見学をさせていただき、確認させていただき、

サロンの様子や利用者の様子を拝見させていただきたいと考えております。

そのほか、今後の動きとしましては、民生児童委員の見守り訪問活動につきましては6月中旬から開始をされます。開催を延期しておりました認知症知っ得講座、これにつきましては7月から開催をいたします。

今後も高齢者サロンなど高齢者の通いの場や地域住民からの情報、民生児童委員等からの情報を受け、認知症の早期発見、必要な支援、医療・介護につなげてまいります。

また、まちかど運動教室につきましては、会場制限、人数制限等がございますので、まだ再開をしておりませんが、まちかど運動教室の再開やあんきクラブ便りの発行など、介護予防、それから認知症予防に取り組んでまいります。以上でございます。

○委員長（田原理香君） 御説明ありがとうございます。

質疑はございませんでしょうか。

○委員（富田牧子君） まず1番のところのいろいろなところに休業していただいたというわけですが、この間の休業に対する減収、収入が減っているわけですから、そこら辺の補填というのはあったんですか。何かそういう制度ってありましたでしょうか。

○介護保険課長（佐橋裕朗君） 補填という形ではないんですが、通所介護事業所を休止した場合や利用者が自粛した場合の代替措置として、利用者同意の下で事業者が訪問介護、デイサービスではなくて逆に事業者側が訪問介護を行ったり、あと電話による安否確認等を行うことも臨時的に可能とされましたので、それらのサービスを利用した場合は報酬というか通常のように請求できるというような形になっております。ただ、それがどのくらいそういった利用があったかというのまでは、今現在まだ把握はできておりません。以上でございます。

○委員（富田牧子君） どれぐらいあったかというのを早急にやっぱり把握すべきだと思いますよね。だって、そういうふうに言って、でもやっぱりやれなかったから本当に減収だったというところはあると思うし、この可児市の介護を支えてくれている民間の人たち、たくさんあるとは思いますが、本当に一つ一つが大事だと思いますので、そういうもうちょっと優しさが私は特に福祉の部分には必要だなと思いますので、調査をして何らかの形で減収の補填をすとか、それはお金でなくてもいい、物品ですとかいろいろあると思いますので、それを考えていただけたらというふうに思います。

○福祉部長（大澤勇雄君） 今この通所介護の事業所については、これは生活上必要なものということで、この緊急事態宣言の中でも事業を継続してほしいというような国の要望もございますので、基本は、名古屋市なんかは本当に新型コロナウイルスが要は感染拡大する中で、名古屋市のほうから自粛というか休所を要請したというようなところについては補填をしているというような状況でございます。

可児市の今のこの感染拡大に対して、これは自粛を事業所さんのほうがされたというところもございますので、そこら辺が補填すべきものかどうかということは若干考える必要があるのかなというところがございますし、今後はまた事業所からの相談については適宜寄り添いながら当たりたいということを考えております。

○委員（富田牧子君） 好きで自粛をしたわけじゃないと思うんですね。やっぱり自粛しなきゃいけないということで自粛されたので、そういうふうに協力してくれた事業所に対して何らかの形でやっぱり私は報いるべきだと思います。

例えばこの前提案のように、消毒のとか、それからいろいろグッズがあるわけですけど、新型コロナウイルス感染症対策のそういうのをちゃんとお渡しするとか、お金で補填できないということになれば、そういうものとか新型コロナウイルスのPCR検査をちゃんと優先的に受けてもらえるようにするとか、そういうこともしないで、勝手に休んでおったんだからそんな何の補償もありませんよ。名古屋市は市がちゃんと言ったから休んだことでお金が出るけどというのはちょっとあまりにも冷たいんじゃないかなというふうに思いますので、これはお答えは結構ですけど、ちょっと一遍検討をしていただきたいなというふうに思います。

○委員長（田原理香君） それでは、御検討のほうをよろしく願いいたします。

ほか、質疑は。

○委員（富田牧子君） すみません、今度はサロンです。

サロン、私も一般質問のときにやりましたけど、本当にマニュアルを配付するだけじゃやっぱり駄目じゃないですか。

本当にマスク1箱2,980円しましたよ。それでジェルが1本1,010円、だからほかにもいろいろ要るわけで、パーティションが要るとかということになったら、1回2,500円のお金の中で何とかしようと。それはちょっと私は本当にこの福祉を支えてくれている、介護、老人のためにいろいろやってくれている、皆さんボランティアの気持ちで本当にやってくださっている、そういう皆さんに対してあまりにも。それで上手にやっているかどうか見に行くなんて、それはちょっと上から目線のひどい言い方だというふうに思いますよ。

○高齢福祉課長（加納克彦君） 先ほどもお話しさせていただきましたけど、これからサロンについても順次開催をされることと思ひまして見学をさせていただくというお話をさせていただいたわけですが、これにつきましては、しっかりやっているかという確認もあるんですが、やはり実際に利用してみえる方とか、運営してみえる方の声を聞くということも考えておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長（田原理香君） そうですね。

ぜひ、先ほど平時からの地域のつながりが大事だということをおっしゃいまして、地域の中でどういう現状なのか、どんな問題が出ているのか、どんな声が出ているのかもぜひぜひそれぞれ部長さんもそうですけれど、ぜひ行っていただいて、どんなことなのか御自身で確認をしていただけたらなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

ほか、質疑はございませんでしょうか。

〔挙手する者なし〕

それでは、発言もないようですので、この件に関しましては終了といたします。

続きまして、学校再開後の現状と課題について、執行部の説明を求めます。

○学校教育課長（今井竜生君） では、お願いします。

教育福祉委員会資料のナンバー8で御説明させていただきます。

学校再開後の現状と課題についてということで、1つ目が現状（学校再開後の状況）についてということです。

6月1日、2日にわたって始業式、入学式を実施しました。規模的には、時間短縮したりとか、それからお客さんをなしにしたりとかというような形で行って来ました。

それから、6月2日または3日から6月12日までは少人数登校を実施しました。やり方はその下にも書いたようなやり方で行ったわけですがけれども、そのやり方を行ったことで昨日からの通常登校がとても役に立ったなあというふうに思っています。子供自身が自分たちがどういう生活をしていけばいいかという流れがつかめたことと、それから先生方の子供たちの健康チェックのやり方であったりとか、それから環境の整備について、その期間中に見直すことができ、6月15日月曜日からの通常登校がスムーズに実施できることになったというふうに思っています。少人数登校の期間中は、地域の方であったり、保護者の方が小学生でいうと分団登校についていただいて見守りをしていただいたこともあって、とても助かりました。

それから、そのほかとして、心のアンケートの実施ということで、休み中の子供たちの心配なことであったりとか、それから今後どんなことが気になっているかというところを書かせて対応していきました。それから、市からは風評被害についての文書を作成し、保護者へ配付させていただきました。

2番目です。課題と対策についてということです。

1番、感染症予防対策として、1つは、可児市感染症等予防対策本部長及び教育長の連名で学校長宛てに通知を出しました。

それから、県の学校再開ガイドライン、それから学校再開後チェックリスト等を利用し、感染症の予防対策を進めてきています。これは子供たちへの指導面と、それから学校の運営面でのチェックを行っていただくものです。

その下のちょぼについては、先ほどお話をさせていただきました。

それから給食の取組についても、県からの示しもありましたので、それを基にして市のチェックリスト作成し、学校で活用していただくようにしています。

それから、いろいろ対策備品も買ってありますが、例えば養護教諭が調子の悪い児童・生徒へ対応するということがありますので、フェイスシールドを学校に配付して使っていただくようにしています。それから、可児市の学校の中には言葉の教室を設置している学校もありますので、言葉の教室の指導のときにはマスクがあってはなかなか指導ができないものですから、対面指導をするということで飛沫防止のボードを作って、それも教室に配付をさせていただいています。そのほか、図書館のカウンター等も飛沫防止ということで対策を立てたりして進めてまいっております。

それから2番目です。感染症予防とともに、これから心配になってくるのが熱中症対策で

す。学校内でのマスクの着用の方法については、子供たちに指導していただくように文書が回っております。例えば場に応じた利用ということで、体育の授業中は外してもよい、それから登下校中の暑いときには外してもよい、ただし距離を取るというような指導をして進めてまいっております。

それから、教室においてはエアコンを利用して暑さ対策をするということで、熱中症対策を取っております。

そのほかにも例えばアイデアとして、子供たちの傘を日傘のような利用の仕方をして日差しを避けるとか、それからタオル、水分の十分な補給であったりとかということも子供たちに投げかけて、家庭でも協力していただくようにしております。

3番、4番については先ほども話題になりましたので、ここでは割愛させていただきます。以上です。

○委員長（田原理香君） ありがとうございます。

質疑はございませんでしょうか。

○委員（松尾和樹君） 熱中症対策のところ、今その傘を差してというお話があったと思うんですけども、私も分散登校の様子を見守らせていただいたときに、実は既にそういった事例を目撃いたしまして、直射日光を避けられるということと、それからある程度の距離を確保できるという部分においてもすごく優れているアイデアだなあと思いましたので、ぜひその可能性について調査を進めていただけるといいかなあと思います。

○委員長（田原理香君） ほか、質疑はございませんでしょうか。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、この件に関しては終了といたします。

続きまして、キッズクラブの再開後の現状と課題についての執行部の説明を求めます。

○こども課長（三好誠司君） キッズクラブの再開後の現状と課題について報告させていただきます。

キッズクラブにつきましては、4月13日から5月末まで閉室として自宅で保育できない児童のみ受入れをしてまいりました。しかし、6月1日から開室ということとなっております。

各小学校で入学式、始業式の日程及び分散登校の状況が違うため、それぞれの小学校と調整を行いながら6月12日までは終日の受入体制を整えてまいりました。

それでは、資料ナンバーの9を御覧ください。

こちらは分散登校期間、前半ですけれども、における入室の状況となっております。

各学校により差はございますが、全体としては登録者数の約40%前後が出席となっております。

昨日から小学校が通常の登下校となり、キッズクラブにおいても通常の運営となりました。実際昨日につきましては623人、約70%の出席となっております。6月1日からの再開に当たり、岐阜県学校における新型コロナウイルス感染症対応学校再開ガイドラインを参考に、3つの密が同時に重なる場を避けることや、手洗いの徹底など新型コロナウイルス感染症マ

ニュアルを作成し、各クラブの指導員に周知徹底をしました。

各クラブにおいては、手洗いの徹底、密接を避けるためのおやつ時間などで対面とならないなど、児童の配置の工夫、消毒及び換気の徹底をしております。また、各クラブには手指消毒用のアルコール、ハンドソープ、消毒液及び予備のマスクを配備しました。

課題としましては、指導員や児童同士の密接ということは避けることが難しいと思われま
す。対策としては、石けんによる手洗い及びマスクの着用というのを徹底を図ってまいります。

報告は以上です。

○委員長（田原理香君） ありがとうございます。

質疑はございませんでしょうか。

○委員（富田牧子君） これは6月からの状況ですけれど、それまで前年度の3月も4月も5月もキッズクラブそのものは開いているところは開いていたと思うんですね。ただ登校してくる子供は少なかったとは思いますが、その場合の指導員さんの賃金というのはどういうふうになっておったのでしょうか。

○こども課長（三好誠司君） 少ないですけれども、当然子供は来ておりましたので、スケジュールをつくった上で配置をしていたと。ちょっと日数について1人ごとの把握はしておりませんので、実際どれだけちょっと減収になったのかということは把握はし切れていないですけれども、ただ3月は逆に多かったと思われま
すので、当然多い額が支払われております。

4月13日からが実際減ってきておりますので、1人当たりの時間数がどれだけ減ったか、ちょっと今数字を持ち合わせておりませんので、また何らかの会で報告はさせていただければと思います。

○委員（富田牧子君） 本当に皆さんいろいろ減収が大きな問題になっておるわけですね、いろんな職種で。これもそうだと思うんですね。学校が休みになったから指導員は要らないんだから、あなたたちは働いていないから金が少なくてもしょうがないよというふうではやっぱり駄目だと思うんですね。そういうことに対してやっぱりいろんなこともそうですけど、市としてやっぱりどう考えるのか、その人たちの身分とか賃金とかをどうやって保障してあげるのかというふうなことを考えていただかないと、担当の課長がよく分からんと、そんなことではちょっといけないんじゃないですか。本当に皆さんの生活がかかっているんですね。やっぱりそんなに指導員さんとして多くはもらってみえないとは思いますが、それはそれで本当に自分のうちの総収入の中の何割かを占めているわけだから、仕事がなくなりましたから、はい、これだけというふうじゃなくて、もうちょっときちっと考えていただいて、保障するものは保証するというを市としてもぜひ考えていただきたいと思います。

○こども課長（三好誠司君） 基本的には、各指導員の方というのは週何日という決まりがございますので、その日数については勤務を頂いています。当然子供が少ないので、やることがないということもありますけれども、その場合は今までできなかった掃除とか整理、そういったことに携わっていただいておりますので、契約しているというか、雇用契約の日数に

についてはお越しいただいているというふうに考えております。

○委員長（田原理香君） それは減収はなかったということですかね。

○子ども課長（三好誠司君） 先ほど申し上げましたように、お一人ずつの減収がどうこうというのはちょっと今把握をしておりませんので、その細かな数字についてはつかんでおりませんが、基本的には契約日数という雇用の契約の日数は来ていただいているものと考えております。

○委員長（田原理香君） 私が耳にしたのは、実際やっていけないということで桜ヶ丘小学校ですと3人ほど指導員の方が辞められて、新しく替わったというふうに聞いておりました、そういった事情もあったというふうに聞いておりますが、ちょっとお調べいただきたいと思えます。

○子ども課長（三好誠司君） 委員が今言われた方がどうかというのは分かりませんが、桜ヶ丘の方が若干名、2人かそこらだったと思いますが、ほかのクラブに異動を頂いたといった事例はございます。ですが、辞められたというのではなくて、違う園に行かれたというふうに聞いております。

○委員長（田原理香君） ありがとうございます。

質疑はございませんでしょうか。

○副委員長（川合敏己君） これは多分この委員会用に作っていただいた資料だとは思いますが、すけれども、分散登校をしておりますので、多分教室に入る生徒数というのはほぼ半分で割って入っていた。キッズクラブに関してもそれに準じて多分人数も割れてくるんだと思うんですけど、一番上の今渡北小学校は、午後だけが突出してちょっと数が多くなって入っているんですけど、これは何か特殊な預かり対応をされたのでしょうか。

○子ども課長（三好誠司君） 今渡北小学校の午後がということですね。午後の特に3日の日ということになるかと思えますけれども、1日、2日というのは入学式やら始業式があったというふうに考えております。特に3日の日が増えている原因というのは、なぜかというのはつかんでいないですが、この日が約41%の入室となっておりますので、ここは多くはなっておりますけれども、午前・午後、午後というのは午前学校に来ていたお子さんが午後來るということになりますので、当然午前よりも午後のほうが多くなるかなというふうには考えております。午前来ていて、そのまま学校に残る。逆に午前キッズクラブに来ていて、午後学校に行くという子のほうが、そのまま学校のほうが通常より遅くまでやっていたので集団で帰っていかれるということもありますので、午後のほうの預かりが増えてくるというのはそういった関係で多くなるんだろうというふうには考えております。

○副委員長（川合敏己君） 分かりました。

特に特別な対応はされていなかったということですね。

大体午前と午後を足すと放課後の数になるというのが、大体そんな感じなんですね。午前生徒がいて、その午前キッズクラブにいた子は、今度午後教室に入るし、そんな午後だけが増えるということは僕はないんじゃないかなと思って聞いていましたけれども。

すみません、特に特別な対応をされていないということであれば、それで結構です。

○委員長（田原理香君） よろしかったですか。

キッズクラブの指導員の方がキッズクラブの先生方はずうっといつも一緒なので、子供さんたちの変化が分かって、学校の先生ですと、新しくだったりするので、ちょっとそういった言葉を頂けなかったんですが、キッズクラブの先生、指導員の方から子供さんたちに久しぶりにお会いしたら、非常に全体的に肥満になられた子供さんが多かったと。それで指導員の方からちょっとこれはいかがなものかと。昨日ちょっと小学校の先生に確認したら、体操服を久しぶりに着たら、みんな小さくなったと言っている声がよく、それは別に子供に限ったわけではございませんが、そういったことにおきまして、こども課長じゃないかもしれませんが、たまたまキッズクラブのほうからそういったことが出ましたので、何らか子供に対してやはり運動をしていくとか、そういった指導をしていくことが必要じゃないかと、キッズクラブの先生のほうから、指導員の方からお聞きしましたが、その辺についてはどうお考えになりますでしょうか。

○こども課長（三好誠司君） 分かる範囲で答えさせていただきますが、昨日、実は私もキッズクラブ4か所ほど、午後3時ぐらいからですか訪問させていただきました。昨日、久しぶりに天気もよかったということで運動場で走り回っているとか一輪車に乗ったりとかという子供さんを見受けました。そういったことも、当然家にいて運動不足からくる肥満は、体操服が小さくなったというのは、当然小学校の先生は二、三か月見ていないので、大きくなったなというのがあったんじゃないかなというのもある意味思われますけれども、体重が増えたということに関しては、肥満ということに関してはやはりあまりよろしいことではないので、天気のいい日は、特に密を避けるという意味においても教室内、部屋の中で活動するというよりはある意味外へ出て走り回るといようなことも今後当然多くなると思いますので、ただそうしたときに当然熱中症という今度問題が出てまいりますので、外で運動するときにはマスクを外す、水分補給をする、当然そのため今度入室する際には手洗いの徹底をするということを心がけて進めていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○委員長（田原理香君） 失礼しました。ありがとうございました。

ほか、質疑はございませんでしょうか。

〔挙手する者なし〕

それでは、発言もないようですので、この件に関しましては終了といたします。

これ以降の議事は委員のみで協議いたしますので、執行部の方は退席いただいて結構でございます。ありがとうございました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時07分

再開 午前11時09分

○委員長（田原理香君） それでは、会議を再開いたします。

4つ目の協議事項でございます。

次期委員会への引き継ぎについてを議題といたします。

議会基本条例第11条第4項による次期常任委員会への引き継ぐ所管事務調査及び政策提案の内容について、取りまとめを行いたいと思います。

引継事項につきましては、委員長、副委員長で取りまとめを行い、議会運営委員会に報告を行います。改選後の教育福祉委員会に対して引き継ぐべき課題につきましては、委員長案をお示しいたしましたが、ほかに御意見がありましたらお願いをしたいと思います。

それでは、委員会資料の10を皆さん御覧ください。

それでは、読み上げます。

1つ目、地域包括ケアシステムの推進について、調査研究を続けること。これは前年度からずっと引き継いでいるものでございます。

そして2つ目、子供たちの万全な教育環境の確保ができるよう注視していくことということです。これは言うまでもなく、新型コロナウイルスの感染予防で自粛だったり、家に自宅待機だったりということもありましたが、いずれにしてもどんなときでも子供たちにしっかりとした教育環境が確保できるということは当たり前のことでございますが、それができているかどうかということ注視していく。

この2つを教育福祉委員会引継事項としてお示しさせていただきますが、皆さん、御意見いかがでしょうか。

こちらにおきましては、お一言ずつちょっと言っていただいで終わりにしたいと思いますので、中野委員からお願いいたします。

○委員（中野喜一君） 一応これで問題ないはずなんですけれども、ちょっと万全な教育環境の確保という点で、新型コロナウイルスのことになっちゃうんですけれども、第2波がどのような形で来るのかによって大分変わってくると思うんですけれども、それに対してどうしていったらいいのかということも多少次の方に考えていただけたらなあなんて思うんですけど。以上です。

○委員長（田原理香君） ありがとうございます。

この第2波、第3波が来るときの教育環境というのは、今日先ほどオンラインということも念頭に置いてのことでございますが、今、中野委員は、ここにもうちょっと書き足したほうがいいよということではなくて、言うときにそうやって言えばいいですよという、文章はこのままでいいですよということよろしかったですか。

○委員（中野喜一君） はい。

○委員長（田原理香君） 分かりました。

今日、あと野呂委員、いかがでしょうか。

○委員（野呂和久君） 原文のままで結構です。

○委員長（田原理香君） ありがとうございます。

ほか、委員の皆様いかがでしょうか。よろしかったですか。

[挙手する者なし]

ありがとうございます。

御意見がないようですので、この2項目について、次期委員会に引き継ぐべき課題として提案をさせていただきます。

以上で本日の案件は全て終了いたしました。

そのほか、何かございましたらお願いいたします。

ございませんか。

[挙手する者なし]

発言もないようですので、これにて教育福祉委員会を閉会といたします。お疲れさまでございました。

閉会 午前11時13分

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和2年6月16日

可児市教育福祉委員会委員長